

## 「地場もん屋総本店」の直売出荷会員登録について

「地場もん屋総本店」は、富山市が富山市産の農林水産物のPRと販売促進を通じて、生産振興を図るため設置するものです。この目的のための取り組みとして、地場もん屋総本店においては、農林水産物の直売を行います。

### 1. 直売

- (1) 直売の運営管理は、株式会社富山市民プラザが、職員を配置し行います。
- (2) 直売の運営管理費用には、各会員からの会費と委託販売手数料を収入に充てます。
- (3) 直売における搬入は、地場もん屋総本店への直接又は集荷拠点のうち1か所のいずれかが指定場所となります。集荷拠点へは地場もん屋総本店から指定曜日の指定時間に集荷車が運行します。

営業時間	10:00～18:30
定休日	年末年始以外無休（臨時休業日进行ける場合あり）
直売推進事業	富山市産農林水産物等生産者を主たる会員として登録し、登録会員からの出荷品の委託販売を主に行う。
運営管理者	株式会社富山市民プラザ（富山市大手町6番14号）
搬入時間	集荷拠点ごとに曜日・時間を指定 総本店直接持ち込みの場合は8:00～18:00（総曲輪通りアーケード車両進入は9:00まで、その他の時間帯は搬入用駐車場（平和通り）を利用。
専任職員体制	集荷ドライバー5人、販売担当6人以上

### 2. 直売参加会員資格

富山市に住む農林漁家世帯員、法人や団体などで富山市域内の農産物を生産する方又は富山市域内の農林水産物を原材料とした食品等を製造する方が主たる会員登録対象になります。一部、市内で取り扱いの少ないものについては、富山県域内の農産物の取り扱いやその生産者の会員登録を認める場合があります。

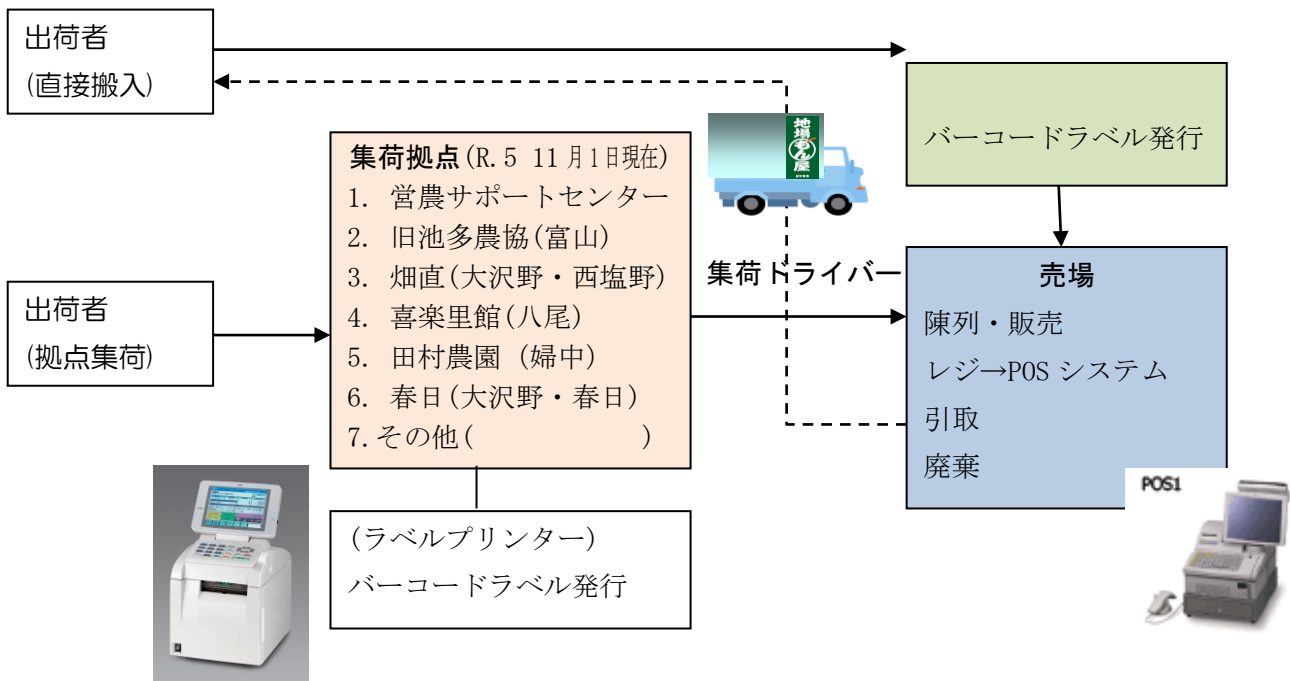
- (1) 個人会員登録者は世帯主とは限定しません。
- (2) 会員としての義務を果たせる方に限定します。

### 3. 会員の権利と義務

- (1) 権利：地場もん屋総本店施設内での直売に自ら価格を設定して出品ができます。
- (2) 義務：法令等に基づき出荷品の適切な品質管理などを行うこと、出荷ルールを守ることや運営管理者の勧告指導に従うことが必要です。

#### 4. 出荷方法

- (1) 販売できるもの：農産物（野菜、果樹、花き、雑穀、豆類など）、畜産物（加工品）、林産物、水産物（加工品）、農林水産加工品、農村工芸品等  
 （鮮度保持等品質管理に努め、衛生管理や表示等の関係法制度を守ってください）
- (2) 出荷品の取り扱い：**検品、包装又は結束のうえ運営管理者の定めるラベルを作成貼付し、指定場所へ搬入していただきます。**
- (3) 搬入場所は、ご希望を聴いたうえ、各会員の近隣の集荷拠点又は地場もん屋総本店のいずれかを指定します。搬入場所の変更は届出が必要であり、指定場所以外の搬入は受け付けません。
- (4) 集荷拠点から地場もん屋総本店への搬入は、運営管理者が車両を運行し行います。集荷日及び集荷時間は、集荷拠点の出荷者の状況により調整します。



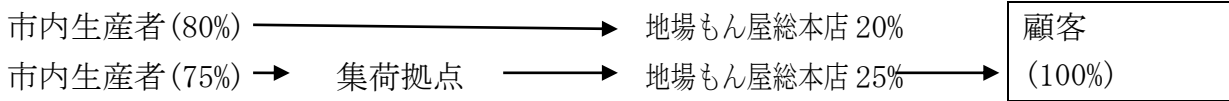
#### 5. 各集荷拠点と集荷方法

集荷拠点 (R5年3月6日現在)	集荷方法
1. 営農サポートセンター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集荷日、時間は拠点ごとに指定します。</li> <li>・朝9時までに、出荷を完了してください。</li> <li>・会員が、包装済みの出荷品すべてにバーコードラベルを作成し貼って出荷します。原則、運営管理者が用意する集荷コンテナに入れて出荷いただきます。</li> <li>・集荷コンテナは拠点にストックしておきます。</li> </ul>
2. 旧池多農協（富山）	
3. 畑直（大沢野・西塩野地域）	
4. 喜楽里館（八尾地域）	
5. 田村農園（婦中地域）	
6. 春日（大沢野・春日地域）	
7. その他（ ）	

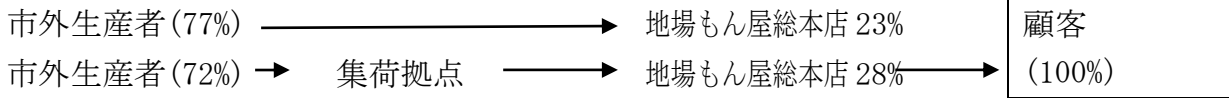
## 6. 費用

各会員には次の費用を負担していただきます。

なお、出荷者が負担する販売手数料（売上歩合分）は一律 25%ですが、**地場もん屋総本店への直接持ち込みの場合 5%減免**となります。



また、**富山市域外の生産者については、各 3%上乗せ**となります。



項目	内容	備考
販売手数料 (売上歩合分)	売上の 25% (市外生産者 28%)	地場もん屋総本店直接搬入に指定された場合 20% (市外生産者は 23%)
販売手数料 (ラベル代金)	1 枚 1 円	
銀行振り込み手数料	金融機関ごとの 所定額	北陸銀行本店から生産者の指定口座に振り込み ます。 生産者の銀行、金額によって手数料が異なりま す。
会費	個人 2,000 円/年 団体・法人 6,000 円/年	うち、1000 円は「地場もん屋を良くする会」会費。 団体・法人の構成員が個別に口座等を登録する場 合は、個人の扱いとなります。

## 7. 出荷品売上の精算等

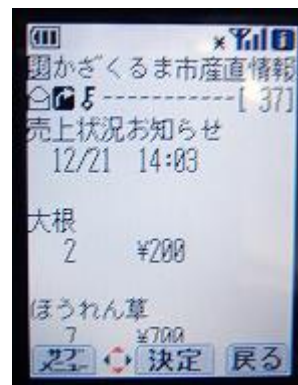
- (1) 売上精算は、毎月レジの売上記録集計から販売手数料等を差し引き行います。  
売上金額 (レジ通過金額) - 売上歩合 25% - ラベル代金 - 振込手数料 = 振込金額
- (2) **精算は毎月末日締め、翌月末日までに指定された口座に振り込みます。**
- (3) 当月精算金額が 0 円以下の場合は翌月に繰り越されます。
- (4) **出荷品の出入りは、レジを通過した売上額のみ記録**され、受け入れ品数と交換  
や廃棄などによる損失品数はともに計上されません。

## 8. 出荷品の預かり期限及び預かり期限到来品の取扱い

- (1) 出荷品の預かり期限は、品目別に運営管理者が設定します。また、受託期限前であつても**明らかな品質不良が認められた場合は、運営管理者は当該出荷品を会員へ返品又は処分する**ものとします。
- (2) 預かり期限が到来した商品は、各会員が搬入指定場所で引き取ることを原則とします。ただし、**各会員は出荷品の処分を予め運営管理者に委任することができます。**  
この場合は、運営管理者は、受託期限が到来する前に各会員が設定した価格を変更して販売することができるものとします。

## 9. 出荷品売上情報の提供

生産者に本人の商品売上情報をメールで配信します。メールアドレス(複数登録できます)と希望する配信時間を指定してください。



## 10. 加工食品について

加工食品は法制を順守したものとし、食品表示ラベルは原則製造者がそのラベルを作成し製品に貼って出荷します。

## 11. 協力について

直売がより魅力をもって行われるために、会員の販売促進への積極的な参加や、効果的な出荷へのご理解ご協力をお願いいたします。

### (1) 販売促進

店内での販売の促進(出荷品の説明や試食など)にご協力をお願いいたします。

### (2) 店頭催事販売

収穫期特別販売等を店頭で行うことができます。実施には事前申し込みと出荷者の対面販売が必要です。(販売はレジを通すことができますが、出荷品管理と説明は申込者が直接行っていただきます。)

### (3) 効果的な出荷

品目によっては、出荷が他の会員と重なって過剰になることや、時間帯や季節によっては、出荷が不足することがあります。計画的な作付けや出荷について、ご協力をお願いいたします。